

臨床実習についての心得・感染拡大防止のための取り決め

(医学科・看護学科用) (2022年2月16日改訂版)

1. 臨床実習の中止、再開について

- 1) 臨床実習全体の中止、再開については、直近7日間の山梨県内での流行状況(疫学的なリンクが不明な新規症例数を含む)に基づいて感染制御部が総合的に検討を行い、臨床実習センターでの議を経て、臨床教育部管理委員会にて決定する。
- 2) 臨床実習中の学生にCOVID-19感染者が発生した場合、附属病院あるいは学外の実習病院等において新たな診療制限がかかった場合、当該病院の職員または(学生が接触した可能性がある)患者にCOVID-19感染者が発生した場合には、感染の拡大がないことを確認するために、濃厚接触者、接触者の実習を一時見合わせて臨時検査等を行う。
- 3) 感染者、濃厚接触者、接触者の実習再開については、原則として当該診療科の職員への対応に準ずることとし、所属長※、当該診療科の指導教員、臨床実習センター、感染制御部、学務課で協議する。
- 4) 病院内での実習が困難な期間は、オンライン等により実習を継続することを原則とする。また、臨時検査結果を踏まえて(濃厚接触者を除く)接触者に病院外で対面実習を行う場合には、3)と同様に協議するものとする。実習を完全に中止した場合には長期休み等での振り替え実習が必要となるので、関係者および対象学生で協議する。
- 5) 臨床実習中の学生に37.5℃以上の発熱者が出た場合、あるいは体調不良学生の諸症状がCOVID-19に起因する可能性があるとして所属長が判断した場合には、当該学生が所属するグループの実習を一次中止する。当該学生への対応については「4. 体調不良時の対応」の通りとする。その他の学生の実習継続の可否については、所属長、当該診療科の指導教員、臨床実習センター、感染制御部、学務課で協議する。

※「所属長」とは、医学科では当該実習診療科の科長、看護学科では指導教員とする。

2. 日常生活における一般的注意

- 1) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の最新情報を注視し、以下の事項について十分に認識すること。
 - 無症状の感染者が一定の割合でいるため、日常生活で感染する機会は常にある。
 - 家族(パートナー)、同僚、親しい友人間でのマスクをしない状況(飲食時など)において感染が拡大しやすい。

- 感染した本人が軽症で済んだ場合でも、周囲のハイリスクの人に感染がおよぶ可能性があり、社会的に多大な影響をきたしうる。
 - 感染者および濃厚接触者には10日以上におよぶ療養期間、隔離による健康観察期間が課せられ、大学生活に影響がでるのみならず、精神的苦痛は大きい。
 - SARS-CoV-2ワクチンは感染予防、重症化予防において有効であるが、ブレークスルー感染も起こりうる。
- 2) 手洗い、手指消毒等の標準感染予防策を励行し、他人との接触がある場合には必ず不織布マスクを着用すること。
 - 3) 毎日、検温、体調チェックを行うこと。
 - 4) 実習前の直近2週間および実習期間中は、原則として山梨県内に滞在していること。
 - 5) 3密(密集、密接、密閉)の何れかあてはまる場所(カラオケ、夜の繁華街、スポーツ観戦、コンサートなどを含む)に行かないこと。
 - 6) 前項の場所にアルバイトに行かないこと。それに伴い生活費が不足する場合は、教職員宿舍の貸与、学内でのアルバイトの斡旋等を検討するので学務課に相談すること。
 - 7) 同居家族(パートナー)以外との会食(冠婚葬祭等に伴う会食を含む)は、当面の間禁止する。
 - 8) 同居家族(パートナー)と外食する場合は、換気などの感染対策をとったグリーンゾーン認証など感染対策の公的認証を受けた店を利用すること。
 - 9) 会食は1週あたり原則2回、時間は合計2時間までとする。
 - 10) 会食時は不織布マスクをつけて集合し、会食中はマスクを外した状態でしゃべらないこと。
 - 11) 会食での飲酒は現時点では禁止する。
 - 12) 国内の移動に制限は設けない。ただし、オミクロン株の市中感染が発生している都道府県への移動は可能な限り延期すること。県外へ移動する場合は、これまで通り事前に届け出ること。冠婚葬祭等で5人以上の会食を伴う場合も届け出ること。
 - 13) 混雑が予想される場所への訪問滞在は延期すること。
 - 14) 海外渡航は事前に申告して許可を得ること。
 - 15) 緊急連絡が可能なように、住所や電話番号等に変更があった場合には、速やかに学務課に届け出ること。

3. 臨床実習開始時および病院内での一般的注意

- 1) 実習開始時、および長期休暇(春休み、ゴールデンウィーク、夏休み、冬休み)の終了後に実習を再開する時は、直近2週間の健康チェック記録を学務課に提出すること。
- 2) 実習開始初日にCOVIDスクリーナーを記載して、診療科または指導教員に提出すること。なお、前夜に37.3℃以上の発熱があった場合には、解熱していても発熱があるものとして記載すること。

- 3) 実習中は指導医、指導教員の指示に従って行動すること。
- 4) 不織布マスクを常時着用すること。病院内だけでなく医局、シミュレーションセンターなどにおいても同様とする。
- 5) 手洗い、手指消毒等の標準予防策を確実に励行すること。
- 6) 病棟、病室等における患者との対面実習については、所属長の判断により短時間、軽度の接触で済むように工夫して実施する。ただし、一部の病棟、病室には立ち入りができないこともある。
- 7) 3密が避けられない場合には、カンファレンス室や外来ブースでの実習ができないこともある。
- 8) 手術室、検査室などにおけるPPEの使用については、診療科、各部署等の指示に従うこと。
- 9) 休憩時間中も、仲間同士で3密とならないよう心がける。昼食を摂る際は、お互いに適切な距離をとり、向かい合わないなどの工夫をすること。
- 10) シラバスや「臨床実習の手引き」等に記載された実習内容、スケジュールから変更されることがあるので、最新の掲示に注意すること。
- 11) 新型コロナワクチンを3回接種していない人への対応については改めて定める。

4. 体調不良時の対応

- 1) 体調不良時は病院に来てはならない。同居親族が体調不良の場合も同様とする。
- 2) 学内(附属病院)における実習を欠席する時は、学務課および医学科は実習中の診療科、看護学科は指導教員の両方に電話連絡すること(学務課直通 055-273-9341)。
- 3) 学外の病院等における実習を欠席する時は、学務課および医学科は実習先の病院の診療科、看護学科は指導教員の両方に電話連絡すること。
- 4) 適切な感染対策がとれるよう、必ず定められた連絡先に連絡すること。特に、臨床実習センター、感染制御部、『発熱外来』、翌週以降の実習先等に連絡する必要があることから、学務課への連絡を忘れないこと。
- 5) 「臨床実習の中止、再開について」に記載された通り、37.5度以上に発熱している場合は当該グループの実習を一時中止するので、速やかに連絡すること。
- 6) 各自でCOVIDスクリーナーを記載すること。
- 7) 体調不良時には所属長の判断で①～③のいずれかの対応をとることとする。
 - ① 明らかにCOVID-19以外の疾患等に起因する症状と思われるが、病院内での実習に参加できるよう、所属長が念のため臨時PCR検査の実施が必要と判断した場合は、『発熱外来』を通さずに無料でPCR検査のみ行う。
 - ② 所属長が、COVIDスクリーナーを参考に、COVID-19に起因する可能性があるかと判断した場合は、本人の了解を得て『発熱外来』受診とし、保険診療を行う(カルテ記載が必要となる)。この場合、PCR検査に係わる費用は公的負担となる

が、初診料、トリアージ料などの受診に伴う負担金が発生する(通常は3割負担となる)。なお、附属病院規定に定められた「紹介状なし」の加算金は算定されない。

- ③ 症状が改善するまで(検査等を行わずに)自宅療養とする。ただし、単位を確保するためには後日に代替実習等を行う必要があるため、所属長とよく話し合うこと。
- 8) 再登校(実習再開)については最新版の「新型コロナウイルス感染症にかかわる登校禁止対応フローチャート」を参照すること。
- 9) ワクチン接種の副反応による体調不良については公欠に準じた扱いとするので、所属長に相談すること。

5. SARS-Cov-2 PCR検査について

- 1) 以下の場合にPCR検査を実施する。
- ① 実習期間中4週おき(定期検査)および春休み、ゴールデンウィーク、夏休み、冬休みなどの長期の休み明け
 - ② 「日常生活における一般的注意」の事項を守れなかった場合
 - ③ 実習先での感染者発生、同居親族が接触者と認定された時など、感染制御部がPCR検査が必要と判断した場合
 - ④ 体調不良時
- 2) 4週間おきの定期検査、長期の休み明けのPCR検査については、医学科、看護学科の実習で病院内に立ち入る学生全員を対象とする(長期休み中に山梨県内から出なかった学生も対象となる)。
- 3) 「日常生活における一般的注意」の事項を守れなかった場合は、実習再開前と初回検査後72時間を目安に2回の検査を行う。
- 4) 実習先で感染者が発生した場合には、感染制御部の判断で臨時PCR検査を行う。
- 5) 本人が濃厚接触者となった場合には保健所の指示に従うこと。本人または同居親族が接触者となった場合には、保健所の指示に従うとともに、感染制御部の判断で臨時PCR検査を行う。最新版の「新型コロナウイルス感染症にかかわる登校禁止対応フローチャート」も参照すること。
- 6) 上記2)~4)にかかわる臨時PCR検査費用については、就職活動に関連するものを含めて、すべて無料とする。
- 7) 体調不良時に実施する臨時PCR検査は、所属長の判断で念のため行う無料の臨時PCR検査、『発熱外来』での診察に伴うPCR検査のいずれかとなる。詳細は「体調不良時の対応」を参照すること。
- 8) 『発熱外来』受診時を除く、臨時PCR検査の予約手続き、実施等についてのフローは以下の通りである。

山梨県外への移動、会食(冠婚葬祭等を含む)への参加予定あり → 本人が事前に所属長に相談して許可を得た上で、所属長の署名のある「山梨県外滞在・会食を伴うイベント等参加の申請書」を学務課に提出 → 学務課は記載内容を再確認し書類を臨床実習センターに提出 → PCRが必要とされた場合は本人がPCR検査申込書を記載(外注検査になる場合は外注検査用の書類も記載) → 学務課が検査を予約し、院内検査または外注検査用の容器を渡す → 本人は検査予約日の9:00~11:00に検査部に唾液検体と検査申込書を提出 → 検査部は検査結果を学務課に通知 → 学務課は本人および所属長に連絡

- 9) 臨時PCR検査が必要とされた場合は、陰性が確認されるまで病院内に立ち入ることはできない。この間の代替実習等については所属長の指示に従うこと。

6. 山梨県外への移動等に関する手続き

- 1) 国内の移動に制限は設けないが、オミクロン株の市中感染が発生している都道府県への移動は可能な限り延期すること。県外へ移動する場合、会食を伴うイベント等に参加する場合は事前に届け出ること。
- 2) 前項の届け出をする場合、次クールの実習にも影響する時は次の実習先にも相談すること。まだ当該学年の実習が開始されていない時点では学務課に相談すること。
- 3) 病院説明会や病院見学などの就職活動は、長期の休みなどに実習を休まずに行く、オンライン説明会への参加などを考慮すること。
- 4) 代替実習(遠隔実習、レポートを含む)、後日の振替実習等について診療科から指示が出ることがある。
- 5) 夜間や休日など当該診療科や学務課に連絡がつかない時間帯に緊急の要件(親族の急病など)で県外に出た場合は、その後できるだけ早く学務課に電話連絡すること。
- 6) 臨床実習に戻る際は、速やかに「山梨県外滞在・会食を伴うイベント等参加に関する報告書」を学務課に提出すること。

7. その他の注意

- 1) この取り決めは、医学科の臨床実習(BCC、ACC、社会医学実習、等)、看護学科の臨地実習において病院内に立ち入る全ての学生を対象に、実習中の感染拡大防止を目的として作成されたものである。単位認定や欠席規定については別に定められているので、学則等を確認すること。
- 2) 虚偽の申告は医療従事者としてあってはならないことであり、ディプロマポリシーに反する行為として進級や卒業判定に影響するので、十分に注意すること。
- 3) 検査部での検体受付は平日の昼間のみとし、1日の院内検査数の上限は検査部が設定する。これを超えた場合は、翌日以降の検査または外注検査となる。なお、院内検査結果

は同日中に出るが、外注検査では最大 24 時間かかるため結果報告が翌日となることがある。

- 4) 病院内に立ち入ることのない学年の学生は、別に定める「行動指針」等の規則に従うこととし、体調不良時は原則として『発熱外来』での保険診療となる(医療費が発生する)。
- 5) PCR 検査の陰性証明書が必要な場合は、学務課に相談すること。
- 6) 本改訂は 2022 年 2 月 16 日現在の状況によりなされたものであり、今後の状況により随時改訂される。

(2020. 6. 25 臨床実習検討委員会 決定)

(2020. 7. 06 臨床実習センター 修正)

(2020. 11. 18 臨床実習検討委員会 改訂)

(2020. 11. 25 改訂)

(2020. 12. 14 改訂)

(2021. 2. 19 改訂)

(2021. 06. 10 臨床実習センター運営委員会 改訂)

(2021. 06. 21 臨床教育部管理委員会 決定)

(2021. 8. 13 改訂)

(2021. 11. 10 改訂)

(2021. 11. 22 改訂)

(2021. 12. 28 改訂)

(2022. 1. 11改訂)

(2022. 2. 16改訂)